

タイ国の法体系に関する一考察(Ⅱ)

—— 伝統的 法体系 の 存続 ——

赤 木 攻*

The Continuity of the Traditional Legal System in Modern Thailand (II)

by

Osamu AKAGI

In the modern legal history of Thailand, one finds two notable aspects: the evanescence of the Constitution and traditional law-making methods especially as evinced in *Prakat Khōng Khana-Patiwat* (Revolutionary Party Edicts). The aim of this paper is to analyze the traditional legal system which was built up during the long period from *Ayutthaya* to the early Bangkok days, for the purpose of grasping the above remarkable legal aspects.

The traditional legal system of Thailand mainly consisted of *Thammasat* (Dharma-sāstra) and *Ratchasat* (Royal Order). Though each of them apparently gave way to *Ratthathammanun* (Constitution) and *Khanasat* (the author's coined word, meaning Order of *Khana*) at the time of the Revolution of 1932, vestiges of the traditional system are still found in the modern legal system, often running counter to the principles of constitutional government introduced from Europe.

III 現代の法体系

われわれは、前章において伝統的 法体系 の究明を試みたが、それは小論の最初で述べたように、現代 法体系 の考察のためであった。そこで、この章では、1932年の「人民党革命」以後今日までの 法体系、とりわけ憲法と「革命団布告」について検討してみたい。その際、常に伝統的 法体系 を念頭において、突き合わせつつ論を深めていくことにする。

1. 1932年革命

さて、具体的な検討に入る前に、現代と前現代という時代区分の根拠とした1932年の「革命」について述べておかねばなるまい。すなわち、この「32年革命」が伝統的 法体系 にいかなる変更をもたらしたかということである。6月24日早朝の「革命」決行直後にバンコクの街にばらまかれたビラで、「革命」の意図をしたためた「人民党宣言 (prakat khōng khana-ratsadōn)」には、次のような一節がある。²⁸⁾

* 大阪外国語大学タイ語学科

28) 赤木 (1972): p. 20.

「君主政府の邪惡な行為を覚知した人民、武官および文官からなる官吏たちは、力を結集して『人民党 (khana-ratsadōn)』を結成し、君主政府から権力を奪い掌握した。『人民党』は次のように考える。この邪惡は議会政治……によって改善し得る。……王位を篡奪しようとは欲していない。従って現国王に今後ともその地位にあって欲しいが、そのあり方は国家統治憲法下にあらねばならない。一人で万事を執り行なうことはできない。(傍点筆者)」

また、これは後日「人民党」の手によって建てられたのであろうが、「革命」当日の集合場所であった「ラーマ五世騎馬像広場 (lan phrabōromma-rup song ma)」には、次のような記年刻文が残されているという。²⁹⁾

「仏暦2475年6月24日午前6時、この地において、『人民党』は国家の発展のために、憲法 (ratthathammanun) を創始するものなり」

これらの史料からも察せられるように、「32年革命」は少なくとも二つの点において、伝統的法体系に変更を強いたと考えられる。まず第一に、法体系の根本規範として、それまでの「タマサート法典」に代わって西欧的政治理念に基づく「近代憲法」が導入された。すなわち、絶対王制の崩壊に伴い、それを支え続けてきた最高法規「タマサート法典」が棄て去られ、おおよそ膚ちがいの西欧的代議制原理をうたった成文憲法を輸入した。そのことは、伝統的社会体制の価値＝アユタヤー的価値に再検討を迫り、価値実現のための方法原理の変更を要求し、それに西欧的価値と方法原理で対処しようとしたのが「32年革命」であると理解できる。第二に、立法権を含む全ての政治権力を独占していた「国王」に代わって、「人民党」と自称する少数集団が権力核として登場した。すなわち、絶対王制を倒したのも、憲法を導入したのも「人民党」であった。だいじなことは、この「人民党」がその名の通り広範囲な人民の利益を代表する集団でなく、たかだか数十名の中級官僚からなる秘密結社の少数集団にすぎなかった点である。だから、立法権行使の主体として「人民党」が登場したことは、政治権力構造の変容を意味するが、それはほんの一部の変容であった。頂点およびその側近、すなわち国王と王族、という権力核が「人民党」にとって代わられただけで、上層官僚といった権力機構ないしは権力構造のピラミッド全体にはほとんど影響を及ぼさなかった。

そして、「32年革命」以後今日にいたるまで、権力核にいすわり、思うままの専制支配を行ない続けてきたのは、名称こそちがえ、「人民党」と同じ類の少数集団であった。このような、特定個人を中心に知り合い仲間の間で権力獲得を目標として形成される非公式な少数集団を、タイ語を用いて「カナ (khana)」と呼んでいる。³⁰⁾「人民党」以後、権力奪取に成功して支配集団として君臨した「カナ」には、「自由タイ (seri thai)」、「変政団 (khana ratthaprahan)」および「革命団 (khana patiwat)」があげられる。タイの現代政治史は、これらの「カナ」の

29) Sombun (1974) : p. 1.

30) 矢野 (1968) : pp. 157-161.

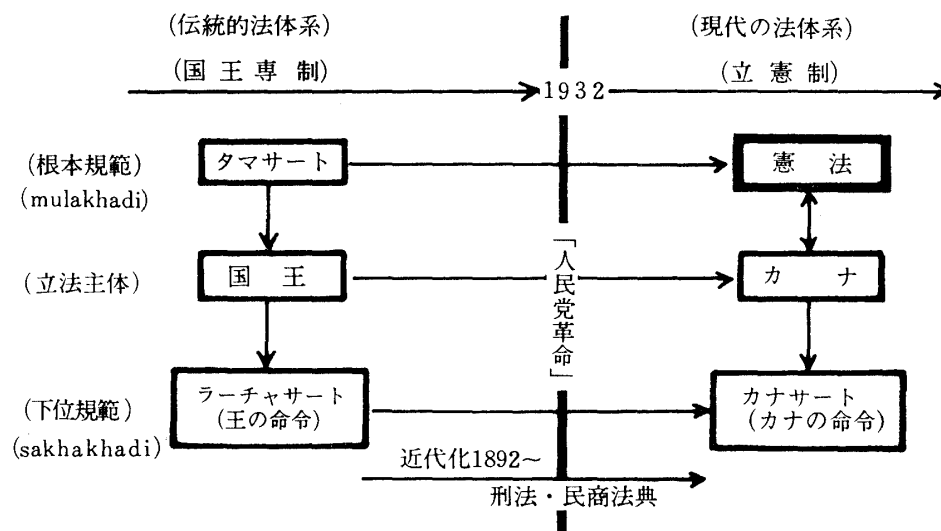
権力闘争過程であると称しても過言ではない。従って、「カナ」による特殊タイ的な寡頭制支配様式は、伝統社会における国王専制のそれと絶対的な差異はなく、前現代から現代への一つの連続性としてとらえても間違いはないであろう。「カナ」は、「カナ」自身の利益と安定のために、形式的には立法院を通した場合もあるが、諸々の法令を制定した。だから、現代における法令は「カナ」の権力的強制の表現形態にほかならず、伝統的法体系における「ラーチャサート」に対応してそれを「カナサート (khana-sat, カナの命令)」と呼ぶことにしたい。「カナサート」とは、「カナ」の支配原理から生み出された現代法体系の下位規範を構成する諸々の法令である。

以上のように、「32年革命」は、法体系との関連からすると、根本規範としての憲法および下位規範としての「カナサート」を各々もたらす契機となった。そして、ほかならぬこの憲法と「カナサート」こそがタイの現代法体系に際立った特徴づけを行なっているのである。

2. 憲 法

さて、前章および前節で述べてきた伝統的法体系および「32年革命」後の現代法体系への変容を図式化すれば、参考図のようになるであろう。そして、あらためて一覧すれば、伝統的法体系と現代法体系の間に対応関係があり、前者から後者への根強い連続性の存在を容易に見てとれるであろう。また、タイ的な伝統が生き続ける中で、ひとり憲法のみがその非タイ的、西欧的所産であることもすぐに理解できるであろう。そして、それ故に憲法は孤立し、時には利用され時には突き放され、不安定から抜け出せないでいるのも至極当然といえる。小論の冒頭（本誌前号 p. 441）で指摘した憲法の存在そのもののタイ的不安定を解くかぎが、このあたりにありそうである。そこで、特殊タイ的な伝統が西欧理念に基づく憲法にいかように関わり合っているかを明らかにしなければならない。そのためには、これまでに公布制定された憲法の

参考図 タイにおける法体系の変容



特徴を洗ってみるのが近道であろう。

「32年革命」以後に制定された憲法をいくつに勘定するかは、何度かの改正などがあり議論の余地も予想される。ここでは基本的憲法と考えられるものを10とし、それらを制定年月日順に並べると表2のようになる。これらの憲法をながめながらその特質を明らかにしてみたい。

まず、その名称の不統一性である。「統治臨時憲章」、「憲法」、「臨時憲法」、「統治憲章」などと様々である。この名称の多様性は、ただ単に名称のちがいということではなく、タイ憲法の特徴の重大な局面を表わしているといえよう。すなわち、タイでは憲法そのものに「統治憲章 (thammanun kan pokkrōng)」と「憲法 (ratthathammanun)」という二つの範ちゅうがあり、さらにその各々に「臨時 (chuakhrao)」と「永久 (thawōn)」という時間による分類がある。「統治憲章」に相当するものは、(1), (7), (9)であるが、その代表ともいえる(7)の前文には次のような一節がある。³¹⁾

表2 タイ国憲法一覧

施行年月日と名称	条文数	施行期間	主たる支配カナの変遷
(1) 1932/ 6/27 「仏暦2475年シャム国統治臨時憲章」	39条	5 カ月	1932/ 6/24 「人民党」
(2) 1932/12/10 「シャム王国憲法 (仏暦2475年)」	68条	13年 6 カ月	↓
——1939/10/ 3 国名に関する改正			
——1940/10/ 1 経過規定に関する改正			
——1942/12/ 3 人民代表議院議員選挙に関する改正			1944/8/1 「自由タイ」
(3) 1946/ 5/ 9 「タイ王国憲法 (仏暦2489年)」	96条	1年 6 カ月	↓
(4) 1947/11/ 9 「タイ王国臨時憲法 (仏暦2490年)」	98条	1年 5 カ月	1947/11/ 8 「変政団」
——1947/12/ 5 代表議院議員の選挙および立候補資格に関する改正			↓
——1948/ 1/23 憲法起草議会の設置に関する改正			
——1948/ 8/20 憲法起草議会議員の発言特権に関する改正			
(5) 1949/ 3/23 「タイ王国憲法 (仏暦2492年)」	188条	2年 8 カ月	↓
——1951/12/ 6 タイ王国憲法施行勅命布告により廃止、 「仏暦2475年のタイ王国憲法」を復活 施行			
(6) 1952/ 3/ 8 「仏暦2495年改正仏暦2475年タイ王国憲法」	123条	6年 7 カ月	↓
——1957/ 9/18 タイ王国憲法施行布告による人民代表 議院議員に関する改正			1957/ 9/16 「革命団」
——1958/10/20 革命団布告第3号により廃止			↓
(7) 1959/ 1/28 「タイ王国統治憲章 (仏暦2502年)」	20条	9年 5 カ月	
(8) 1968/ 6/20 「タイ王国憲法 (仏暦2511年)」	183条	3年 5 カ月	↓
——1971/11/17 革命団布告第3号により廃止			
(9) 1972/12/15 「タイ王国統治憲章 (仏暦2515年)」	23条	1年10 カ月	↓
(10) 1974/10/ 7 「タイ王国憲法 (仏暦2517年)」	238条	?	1973/10/13 「?」

31) *ibid.* (付録): p. 53.

「憲法の制定には、学識経験ある議員よりなる憲法起草議會を設け、憲法の起草・公布の任にあたらしめるのが適當であるが、憲法起草議會の起草する憲法が成立し施行されるまでの期間、現況にかなった王国統治憲章を制定するのが妥当である。」

これからも察せられるように、国家統治の永久的な最高規範たる憲法を施行するまでの間、その代替として臨時的に制定されるのが「統治憲章」なのである。(1)の「統治臨時憲章」という名称も、そのことを裏付けている。従って、「統治憲章」は「臨時憲法」の異称であり、ただ単に「憲法」と称されるのが本来の「永久憲法」であるといえよう。すなわち、「統治憲章」・「憲法」と「臨時憲法」・「永久憲法」という二つの分類方法は、実は同一の時間の尺度によるもので、元来は一つで済むのである。ただし、「永久憲法」の場合、「臨時憲法」として扱われることがある。例えば、1951年12月6日の「タイ王国憲法施行勅令布告」によって復活施行された(2)や、1957年9月18日の布告により一定の制限のもとに続けて施行が認められた(6)がそれに該当する。どちらのケースも、クーデタ直後のことで、暫定的に、すなわち「臨時憲法」として施行されたのである。いずれにせよ、タイでは、起草時または制定時において暫定的なものとして扱われる「臨時憲法」と、恒久的な国政の基本法を意図した「永久憲法」という憲法の分類概念が存在するといえる。「臨時憲法」の範ちゅうには(1)、(4)、(7)および(9)が入り、「永久憲法」には(2)、(3)、(5)、(6)、(8)および(10)が入るであろう。

さて、「臨時憲法」と「永久憲法」の条文数を比較してみると、当然のこととはいえ相当な差がある。その平均をとると、前者が45条であるのに対し、後者は147条となる。また、(7)の20条と(10)の224条とから、両者の最大差を求めれば、204条にもなる。このことから、その内容においても両者の間に、かなりのちがひがあると推定されよう。事実、(7)や(9)はいたって簡単で、国民の権利・義務、立法権、行政権に関する具体的な条項は全くなく、抽象的な内容で、どちらかといえば前現代における「タマサート法典」にその性格が類似している。「タマサート法典」が国王に大幅な恣意的解釈と権限を許していたように、「臨時憲法」も「カナ」に非常大権を典型とする諸々の権限を認めている。それに反して、(8)や(10)にみられるように、「永久憲法」には具体的な条項が不必要と思われるほど多く盛られている。国民の権利と自由・国民の義務・基本的国是・国会・内閣などといった近代憲法には欠かせない項目が完備している。その上、各条項が非常に細目にわたり、本来なら下位規範の別の法令で定めてもよいと思われるものまで憲法に入れてある。だから長文化傾向が強く、文体からあまりすっきりした感じは受けないが、この「永久憲法」のほうは、どちらかといえば西欧的な議會制民主制原理を旨とする近代憲法に近いといえよう。

次に、施行期間の長さに着目してみよう。「臨時憲法」の寿命が短く、「永久憲法」のそれが長いのが建て前なのであるが、現実には表でみる通りそうではない。比較的施行期間の長いのは(2)と(7)である。(2)はタイにおける本格的憲法の最初であり、もちろん「永久憲法」である。

しかも、短命な憲法の中であって、唯一10年以上の施行期間をもっている。(7)は全憲法中最も条文数が少なく、「統治憲章」の典型であり、当然のことながら「臨時憲法」の範ちゅうに入る。このように、(2)と(7)は各々「永久憲法」、「臨時憲法」とその制定時の意図、性格は異なったものであるが、生命力の長い点で共通している以上、両者には何らかの類似項があるはずである。まず、第一に施行時期が権力核である「カナ」の安定期と一致している。(2)の場合、1933年10月に王党派が起こした「ボアラデート親王の反乱 (kabot buanradet)」以後、これといった強力な対抗「カナ」の存在しない、軍部の安定した支配を背景にした時期であった。(7)の場合も1957年9月のクーデタにより台頭した「革命団」と称する「カナ」が、陸軍をバックに安定した支配を行なった時期といえる。第二に、個性の強い独裁者が君臨した時期と一致する。(2)の場合がピブーンで、(7)がサリットである。この二人は、その政治哲学こそ異にすれど、共に「カナ」の首領として各々の個性を生かした強力な独裁体制をしていた。それは、伝統時代における国王に匹敵する存在であった。ピブーンの場合、「民主制」（国会制や「ハイド・パーク制」³²⁾ など）というオブラートで巧妙に独裁制を包んだがために、一見民主主義者と思われがちであるが、本質的には独裁者であることにまちがいない。後述するように、民主制の肝心なところは骨抜きにし、形ばかりの「民主制」を宣伝したにすぎない。第三に、この点が最も重要と考えられるが、条文の数が少なく、内容が抽象的である。(7)の場合は、先にも触れたように、条文数はわずか20条で、典型的な「臨時憲法」であるだけに、あらためて言及する必要もないだろう。(2)は本来「永久憲法」で西欧的な民主制を核とする近代的憲法であるはずなのが、1940年と42年の改正で、民主制の要である国会制に関する条項を、ピブーン一派が国会を支配できるように変えてしまった。長く続いた裏には、「臨時憲法」的なものへのなし崩しが、「カナ」の安定のために策されたのであった。改正後の(2)はもはや「永久憲法」ではなく、形式的内容に満ちた「臨時憲法」であった。だからこそ、第二次大戦後ピブーンが政権にカムバックした際の1951年「ラジオ・クーデタ」の直後に、改正された(2)は「臨時憲法」として復活されたのである。以上のように、施行期間の長かった(2)と(7)は、およそ西欧的憲法理念とは相入れない「臨時憲法」であり、表現を変えれば、前現代における「タマサート法典」的性格のものであった。すなわち、「タマサート法典」的性格であるが故に、「カナ」の専制支配原理に合致し、長い寿命を保ち得たのであった。

反対に、「カナ」の寡頭支配を妨げる民主的「永久憲法」は、短命なのが普通である。例えば、(3)はプリーディー内閣時代に制定され、タイで初めて政党結成の自由を認めた³³⁾ などから、また(5)は広く各層から専門家が選ばれて起草し、権力の分立を図ったこと³⁴⁾ から、各々

32) *ibid.* : p. 233.

33) 赤木 (1970) : p. 11.

34) *ibid.* : pp. 14-16.

タイ憲政史上最も民主的な憲法といえる内容であったが、両憲法とも民主的であるが故に「カナ」の専制支配と矛盾し、1年6カ月、2年8カ月と短命に終わっている。すなわち、タイでは、民主的な憲法ほど短命であるという命題を導き出せる。「永久憲法」的なものより「臨時憲法」的なもののほうが、近代憲法より「タマサート法典」的なもののほうが、より長い生命力をもつといえる。

また、タイ現代史における憲法の変遷をみると、そこに一種のパターンを見出すのが可能のようである。ある対抗「カナ」がクーデタに成功し政権を掌握すると、まず「カナ」の正統性を確保するために「臨時憲法」が制定されるのが普通である。例えば、(1), (4), (7), (9)がそうである。多くの場合、その前文において、国家が危急にひんしていることを強調し、救国のために「カナ」がクーデタを決行したのであり、その権力奪取がいかに時宜に適ったことであるかを力説する。³⁵⁾そして、救国のためには「カナ」の大幅な権限を認めた憲法を必要とせざるを得ないとし、近い将来国家が危急から脱すれば、「永久憲法」を公布すると約束するのが通常である。この「臨時憲法」が居すわってしまった場合が(7)であるが、一般には、クーデタ直後の混乱が収拾され、「カナ」の支配秩序ができ上がると、長期政権への布石として、独裁のレッテルばりから逃れんがために、許される範囲内の民主制度を盛り込んだ「永久憲法」を制定する。例えば、(2), (5)および(8)などがその典型である。そして、しばらくの間この「永久憲法」下に「カナ」は支配を行なうが、国会などの民主制度の運営によりその支配にさしつかえが生じると、「永久憲法」を「臨時憲法」的なものに改正し民主制度を骨抜きにしたり、自らの手で再度のクーデタを行なう場合が多い。また、新たな対抗「カナ」の手によるクーデタが引き起こされる場合もある。いずれにせよ、出発点への舞いもどりである。このように、タイでは、クーデタ→「臨時憲法」→「永久憲法」→クーデタという循環パターンが、半ば宿命的に現代史にまといつているのである。

ところで、以上のように憲法が短命で、しかも「カナ」の恣意的専制と矛盾する存在であることが了解されていながら、なおかつ憲法が必要とされるのはなぜであろうか。タイの場合、一般ではよく憲法不必要が口にされるから少し触れておくべき問題といえよう。一つの答えは、「カナ」がその支配を正当づけるために憲法を必要とするというのである。このことについては既に触れたが、多くの場合憲法の前文で、権力奪取ないしは政変の不可避性と正当性を強く訴える。また、国王が国民に下賜 (phra ratcha than) する形式をとり、その冒頭に国王の署名を入れたり、盛大な憲法下賜式典が催されるのが普通である。国王から憲法の承認を得ることは、取りも直さず政権の正統性ないしは権力奪取の正当化のたいせつな過程なのであ

35) 例えば、1947年の臨時憲法の前文では、1946年憲法が時代に不適當であること、国民は貧困に苦しみ、国家は危機に直面していること、政治を前憲法下の政府や議会に委ねることは国家にとって損失であることなどを指摘し、新政権と新憲法の必要性を説いている。

る。また、「カナ」は憲法の中で、「タイ民族」・「国王」・「仏教」という国民共通の価値様式、すなわち「ラック・タイ (lak thai, タイ的原理)」を強く打ち出すことにより、国民的統合を図り、「カナ」の専制支配を確保しようとする。もう一つの答えは、前章で述べたように、伝統的法体系の中に既に「タマサート法典」という国家統治の根本規範をもつ構造ができ上がっていたし、成文法主義や法治主義の慣習がかなり古くから確立していて、「チャクリー改革」によりさらに強固にされたという前現代からの連続性が、重くのしかかっているとするものである。このほかにも国際的な体面などといった答えも考えられようが、少なくともここで述べた理由などにより、タイはこれまで憲法を必要としたし、今後もより必要性を増していくであろう。

3. カナサート

前節では、タイ国現代法体系構成要素の中の根本規範たる憲法について考察を加えたが、本節では下位規範である「カナサート」について述べてみたい。「カナサート」とは、先にも触れたように、「32年革命」以後の「カナ」による特殊タイ的な寡頭制支配様式から生み出された、現代法体系の下位規範を構成する諸々の制定法の総称である。なお、「カナサート」は、筆者の coined word であることを断わっておかねばならないであろう。

さて、「カナサート」にはどのような法令があるのであろうか。具体的には、以下のようなものが列挙されよう。

(1) 法律 (phra ratcha banyat)……憲法に基づき議会の議決と国王の署名を経て定立される一法形式。官報 (ratchakitcanubeksa) に告示されて効力を有す。通常は、国内法上憲法に次いで他の法令よりも優位にある。

(2) 勅令 (phra ratcha kamnot)……憲法に基づき内閣の助言と国王の署名を経て定立される一法形式。緊急事態にあり、国会の召集が不可能な場合や解散中の場合に発布施行される。また、議会の会期中でも、税または貨幣に関する法律が緊急に必要な場合にも施行される。法律と同等の効力を有するが、正式な法律となるには議会の事後追認が必要である。戒厳令などは多くこの形式をとる。

(3) 法律と同等の効力をもつ勅命 (phra börom ratcha onghan hai chai bangkhap dang chen phra ratcha banyat)……憲法に基づき内閣の助言と国王の署名を経て定立される法形式の一つであるが、そのような形式で立法権を行使することに対して議会が承認を与える場合が普通である。もっとも、議会召集が間に合わない時や解散中は、議会の承認を必要としない。この法形式は、国家の危険となり得る規模の戦争状態などといった危急時にとられる。

(4) 勅諭 (phra ratcha kritsadika)……法律などの定めるところにより、または法律に抵触しない限りにおいて、内閣の助言と国王の署名を経て定立される一法形式。法律、勅令および勅命の規定を実施するために制定されるものである。

(5) 省令 (kotkrasuang)……各省大臣が、その管轄の行政事務について、法律、勅令、勅命および勅諭に基づいて発する命令。

(6) 条例……地方公共団体が地方議会の議決を経て制定する法規で、国の法令に反するものであってはならない。市条例 (thetsabanyat), 県条例 (khöbanyat cangwat), 町条例 (khöbanyat tambon) などが該当する。

(7) 第十七条による命令 (kham sang tam mattra sip-cet)……仏暦2502年および仏暦2515年の「タイ王国統治憲章」の施行期間中に、各々の第十七条で定められた内閣総理大臣の大権に基づいて出された命令。第十七条は、各々の場合若干の違いはあるが、国家もしくは王位の安全を破壊する行為、あるいは社会の安寧秩序を破壊し、脅威する行為を抑制鎮圧する上で、内閣総理大臣が適当であると判断したばあいには、閣議決定を経てあらゆる命令または措置を講ずる権限を有し、こうした命令および措置は合法的なものとみなす旨定めている。³⁶⁾

(8) 革命団布告 (prakat khöng khana-patiwat)……先述の通り、無憲法期に、支配カナの「革命団」からなんらの合法的な発布施行理由をもたないままに、「革命団党首」の名のもとに次々と出された布告。より詳しくは後述する。

「カナサート」には大よそ以上のものが含まれると思われるが、国レベルのものではない条例をいちおう除外するとしても、その制定手続きなどからいくつかのタイプに分けることが可能のようである。ここでは、ひとまずのところ「法律型」、「勅令型」、「政令型」、「十七条型」および「布告型」の5タイプに分類しておくことにする。「法律型」とは、いうまでもなく、(1)の法律のことであり、他のタイプとしゅん別されるべき属性は、議会の議決を経る点である。このことは、「法律型」が他のタイプよりもその手続きに長時間を費やし、しかも「カナ」の恣意性がより反映しにくいといえる。しかし、議会の構成、議員の選出方法、法案の取り扱いなどが、憲法によって「カナ」の都合にうまく合致するように定めてあるため、少々の自制はいたしかたないとしても、「カナ」の意向をほとんど生かせるのであり、「カナサート」の資格は十分にあるといえる。

「勅令型」には(2)の勅令および(3)の法律と同等の効力をもつ勅令が該当する。特徴は、緊急時ないしは危急時につかわれる法形式であり、行政府が立法権をもっていることである。法律と同等の法的効力をもつことも見落としてはならない。行政府は「カナ」により独占されているわけであるから、「カナ」の意向は十二分に反映できる。これまた、立派な「カナサート」である。

「政令型」には、(4)の勅諭と(5)の省令が含まれよう。このタイプは、先の「法律型」や「勅令型」の下位に位置する法規であるが、それらの施行の細則を定めるものだけに、その内容が

36) また、1968年憲法と1974年憲法は、各々1959年統治憲章と1972年統治憲章の第十七条に基づいて出された命令が効力を有し、その改正または廃止は法律の法形式をとる旨、各々の経過規定で定めている。

具体的なのが特徴である。これも行政府の責任において制定されるものだけに、「カナ」の意志に逆うことはまずない。

「十七条型」とは、(7)の第十七条による命令であり、内閣総理大臣＝「カナ」の党首である以上、「カナ」にとってその支配を強固にするためには自由に利用できるタイプである。治安維持法的性格の強いものであるだけに、政敵を葬る道具ともなり得た。

「布告型」とは、(8)の「革命団布告」を指す。このタイプはこれまでの4タイプとは全く異質である。すなわち、「革命団」と称する一権力集団が、その党首の名のもとに、正当な立法根拠をもたないまま、次々と出した命令である。それは、「カナ」である「革命団」の意志の全てを、内閣、議会、国王といったフィルターを通すことなく、直接もろに表わしている。しかも、「法律型」と同等の効力をもつ。

このようにみてくると、「カナ」の意向をどれだけ多く反映するかという点では、「布告型」と「十七条型」が群を抜いているのがわかる。だから、この二タイプが「カナサート」の典型であり、伝統的法体系における「ラーチャサート」といささかも見劣りしない権力的強制の表現様式であるといつて差し支えないであろう。「ラーチャサート」が国王の命令ならば、「カナサート」は「カナ」の党首の命令なのである。次に、「カナサート」の典型である「革命団布告」と「第十七条による命令」の実際についてみていきたい。

「革命団布告」はサリットによって案出され、タノームにより踏襲された。サリットの場合、1958年10月20日～1959年1月27日の約3カ月間に57布告が発せられたにすぎないが、タノームの場合は1971年11月17日～1972年12月13日の約13カ月間に実に364布告もの多くが発せられた。このように、期間の長さ、発布数の多さからして、「革命団布告」はタノーム政権時に一般化し定着したといえる。また、サリットおよびタノームの「革命団布告」については、矢野によりすぐれた分析³⁷⁾が既になされているので、ここではタノームのそれを中心に必要限度若干の点について触れることにしたい。

まず、布告の発令日の偏りをみてみよう。月別にみると、72年11月と12月が各々57布告、69布告と群を抜いている。他の月は多くて30布告前後、平均15布告ぐらいである。また、日別にみると、72年12月13日の65布告が極端に多い。このように72年11月と12月に発布数が偏り、しかも「王国統治憲章」公布の直前に数多く発令されていることは、「革命団」が自らの政権の安定化のために、自己の意志を貫通できる「革命団布告」という特異な法形式をいかに利用したかがうかがえる。13日の65布告の内容が、戒厳令・軍事法廷に関する布告第2号の改正（第301号）、税法改正（第329号）、外国人職業規制（第322号）および土地法改正（第334号）などといった重要なものが多いだけに、なおさらである。

37) 矢野（1971）：pp. 26-29 および矢野（1975）。

布告の文章スタイルは、おおむねサリットのものを踏襲しているが、一段と整備されている。冒頭に通し番号（革命団布告第〇号）がくる。そして、布告理由の説明、布告内容、施行期日、布告日付、革命団党首タノームの署名と続いている。こうしてみると、先に伝統的法体系における「ラーチャサート」の中でわれわれが「布告型」と呼んだもののスタイルに類似していることがわかる。

サリットのそれと著しく異なるのは、布告の長文化と、文章表現の洗練さである。サリットの最長5ページと比較して、タノームのは最長48ページ（第10号）、10ページ以上のものだけでも23布告に達する。最長の第10号は72年度の国家予算に関する布告で、クーデタの一因であった国会での予算審議の遅滞を一布告でかたづけたといえる。短文のものも多いが、こうした長文化はタノーム政権の布告への依存度が増したことを物語っている。文章表現が論理的で洗練されてきたのも、サリットが自分で筆を入れたのに対し、布告への

依存度が高くなったタノーム政権時では、各所轄官庁の専門行政官に起草を委ねたためと推定される。「革命団布告」は日常化されたのであり、国王が「ラーチャサート」の起草をバラモン法律僧などに日常任務として課したのとあまりにも似ている。

「革命団布告」の内容はサリットのものと同様に実に多種多様で、分類基準を設けるのも困難である。ここでは内容についての言及はしない。ただ種々雑多な364の布告を集めた『革命団布告集』³⁸⁾に目を通せば、『三印法典』に所収されている未整理の「ラーチャサート」をほうふつせざるをえない。国王が必要に応じて発した御触れが「ラーチャサート」であるならば、「革命団」党首が恣意的に次々と必要にせまられて出した現代版御触れが「革命団布告」であるといえよう。

さて、次に「第十七条による命令」について、若干の点について補足しておきたい。まず、「革命団布告」と根本的に異なる点は、憲法によりみとめられた合法的命令であること、内閣総理大臣の非常大権に基づく命令で、通常の立法行為は議会の地位をも付与された「憲法制定議会」によってなされる、の二点である。この「第十七条による命令」もサリットの案出によ

表3 タノーム政権下における「革命団布告」月別発令数

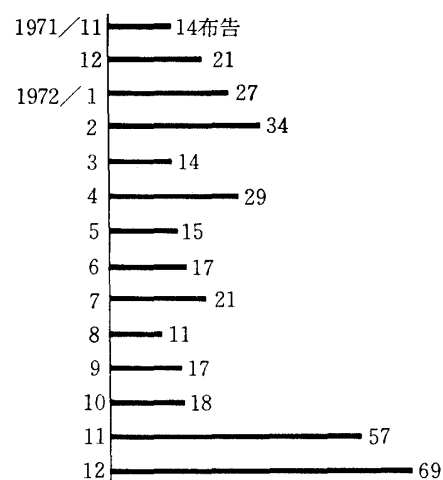


表4 タノーム政権下における「革命団布告」最多発令日

1位	1972/12/13	65布告
2	/11/17	24
3	/ 7/14	11
4	/10/31	9
5	/11/24	9

38) Sathian Wichailak & Supwong Wichailak: Ruam Prakat khǒng Khana-Patiwat (革命団布告集): nitiwet, Bangkok. 総ページ数1289ページにのぼる。

るが、「革命団布告」の法形式に慣れたサリットが、憲法下にあっても伝家の宝刀として残した法形式で、タノームもそれに習ったといえる。従って、この命令は治安維持のために出されたことが多く、その内容は厳しい。この命令により、サリット時に6名、タノーム時に28名が裁判を受ける機会を与えられないまま、死刑に処されている。いま、サリット時の6名について、その内訳をみてみると次のようである。1959年6月26日付の命令で5月29日に東北タイのナコーンラーチャシーマー県で生じた、いわゆる「ピー・ブン (phi bun)」の反乱³⁹⁾の主謀者が処刑された。同年7月6日付の命令で1名が共産主義活動を理由に処刑された。また、61年5月30日付の命令では、東北タイの独立運動を扇動したかどで2名が、同年8月29日付の命令でヒロインの取り扱いと共産主義活動容疑で1名が、翌62年4月24日付の命令で反政府運動容疑で1名が、各々処刑された。このような「第十七条による命令」は国民にある種の恐怖感を抱かせ、「十七条」はサリットやタノームの専制の代名詞となった。

タノームは、サリットより数多くのこの命令を出した。先にも述べたように28名を死刑にしたほか、53名を禁固刑に処している。また、興味深いのは、サリットの死後そのばく大な遺産を、この命令を使って収用したタノームが、73年の「十月政変」で国外逃亡した際国内に残した財産を、これまたサンヤー政権が「十七条」を行使して収用したことである。「十七条」を最も利用したサリットとタノームのどちらもが、「十七条」に利用されたのである。

「第十七条による命令」の文章スタイルなどについては言及するほどでもない。この命令は「革命団布告」に比べて、法令というよりは処刑命令または判決的性格の強いものといえる。反政府活動分子の取り締りに使った強権であるという点さえ理解しておけば十分であろう。ちなみに、タノームが最後に「十七条」を行使したのは、73年の10月9日に出した命令で、「十

表5 サリットおよびタノーム政権中において、「革命団党首令*」および「第十七条による命令」により死刑または禁固刑に処せられた者の数

政 権	サ リ ッ ト		タ ノ ー ム		計
	死 刑	禁固刑	死 刑	禁固刑	
革 命 団 党 首 令	5	0	37	60	102
第十七条による命令	6	0	28	53	87
計	11	0	65	113	189

出所：premchai phringsunka : mattra 17 nai yuk mūt(暗黒時代の第十七条):
krung sayam kan-phim, Bangkok, p. 1.

* 「革命団布告」に準じた権力強制のための法的装置。他にもいくつか同類のものがあ、それらが「革命団布告」を中核として、強権発動の重層的メカニズムをなしていた。矢野 (1975):pp. 432-433.

39) 「ピー・ブン」の反乱については、次のすぐれた研究を参照されたい。石井米雄「タイにおける千年王国運動について」『東南アジア研究』10巻3号, 1972, pp. 352-369.

月政変」の直接の契機となった「憲法要求グループ」のカイセーン氏およびチーラユットらの逮捕者を禁固に処すという主旨であった。

IV お わ り に

タイの現代法史に観察される憲法の短命性および「革命団布告」を代表とする特異な法形式は、主として伝統的法体系、すなわち「タマサート」と「ラーチャサート」が各々根本規範と下位規範を構成する法体系、が「1932年革命」後も存続し、現代法体系を特徴づけていることになる結論づけられよう。そして、さらには次のようなことが指摘できるであろう。

まず、「タマサート法典」と憲法はその受け入れにおいて、極めて対照的な状況が存在し、それが各々のタイへの定着度を大きく左右した。すなわち、「タマサート法典」(『マヌ法典』)の受け入れは間接的であった。インド的価値を内包するバラモン＝ヒンドゥー法が直ちに入らず、モーン文化というフィルターを一度通して、適度にこなされてタイにもたらされたと推察される。モーン文化により淘汰されたヒンドゥー法は、モーン文化と文化的基盤を一にしたと思われるタイに容易に入り得た。そして、長い時間をかけて社会秩序を巧みにくみ上げることにより、一つの法体系を形成発展させる中心となったと考えられる。これとは全く対照的に、憲法は西欧から直接移入された。西欧の市民社会が生み出した近代憲法が持つ政治文化とタイの伝統的なそれとのギャップが、憲法のタイへの定着を妨げる一つの大きな要因であったのはいうまでもない。

さらに、憲法の受け入れには、小論で考察したように、一つの特徴を備えた歴史的前提が大きく関わり合った。その関わり合いは二面的にとらえられる。一つは、伝統的な法体系が憲法を受容し易い構造を備えていたことである。根本規範と下位規範という二層構造をもつ伝統的法体系が存在したからこそ、前述の文化ギャップをそれほど苦にせず、憲法を受け入れ得たのであった。すなわち根本規範だけの入れ替えですむことだった。「1932年革命」は伝統的な正当性に対する新しい正当性の挑戦であったが、絶対王制に正当性を認める「タマサート法典」を捨てて、その後に国民主権を原理とする憲法をすえることで精一杯であったし、自己満足でもあった。言葉を変えれば、伝統的法体系が憲法を迎え入れる席を少なくとも持ち合わせていたからこそ、思いのほかスムーズに憲法が受け入れられたのであった。いま一つは、繰り返して述べることになるが、伝統的法体系は確かに憲法に席を与えはしたが、憲法が下位規範を含む法体系全体に口出しすることには強く反対したことである。「タマサート法典」に代わって根本規範の座にすわった西欧的憲法は、下位規範が民選議員からなる議会の承認を経て定立されることを要求した。この具体的な要求は、国王から「カナ」へとその頭部のほんの一部が変わったにすぎない政治権力秩序と矛盾した。「カナ」は自己の正当化のために「タマサート法典」を憲法に、平たく言えば憲法という名称だけにでも変えることを必要としたが、下位規範

たる「ラーチャサート」の定立様式は「カナ」の支配原理と一致しただけに温存を望んだ。そして、その典型が「革命団布告」であった。アユタヤーからバンコク初期の長久な歴史の中でかなりの程度に整備された法体系は、頭部が入れ替わろうとも、具体的な支障のない限り、完全なまでにも持続し機能し続けたといえる。

謝 辞

小論作成に際しては、京都大学東南アジア研究センター石井米雄教授、同矢野暢助教授から貴重な助言をいただきました。深く感謝いたします。

引 用 文 献

- Damrong (1930): กรมพระยาดำรงราชานุภาพ “ตำนานกฎหมายเมืองไทย (タイ国法史)”
- K. T. S. D. : “กฎหมายตราสามดวง (三印法典)” องค์การข้าราชการของกรุงสกลา, 1962
- Lingat (1935): ร. แลงกาดี “ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (タイ国法制史)” คำสอนชั้นปริญญาโท, เล่ม 1, พิมพ์ครั้งที่ 3, มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์และการเมือง
- Sombun (1974): สมบูรณ์ ไพรินทร์ “เปรียบเทียบรัฐธรรมนูญแห่งราชอาณาจักรไทย (タイ王国憲法比較論)”
- Griswold A. B. Griswold & Prasert na Nagara. “A Law Promulgated by the King of & Prasert(1969): Ayudhya in 1397 A.D.” *Journal of the Siam Society*, Vol. LVII, Pt. I, pp. 109-145.
- Lingat (1950): R. Lingat. “Evolution of the Conception of Law in Burma and Siam.” *Journal of the Siam Society*, Vol. XXXVIII, pp. 10-31.
- Rong (1971): Rong Syamananda. *A History of Thailand*. Chulalongkorn University.
- Wood (1959): W. A. R. Wood. *A History of Siam*. Bangkok : Chalermit Bookshop.
- 赤木 (1970): 赤木 攻『タイ国憲法論』大阪外国語大学タイ語学研究室。
- 赤木 (1972): 「プリーディー・パノムヨンについて」『大阪外国語大学学報』28号。
- 矢野 (1968): 矢野 暢『タイ・ビルマ現代政治史研究』京都大学東南アジア研究センター。
- 矢野 (1971): —. 「タイ国の政治指導の特性——サリットの『革命団布告』を主題に」『アジア経済』第12巻第7号, pp. 17-32.
- 矢野 (1975): —. 「タイにおける『革命団布告』の政治機能——73年『10月政変』の背景についての一考察」『東南アジア研究』12巻4号, pp. 419-435.